

上智大学図書館紛失資料取扱内規

制定 平成4年4月1日

改正 平成17年7月1日 平成23年10月1日

(趣旨)

第1条 この取扱内規は、上智大学図書館利用規程第15条に基づき、上智大学図書館(以下、「図書館」という。)における図書及びその他の資料(以下、「資料」という。)を紛失、汚損、毀損した場合の弁償方法等紛失資料の取扱いに関する事項を定める。

(届出の義務)

第2条 資料を紛失した者は「資料紛失届」を提出しなければならない。

資料を汚損、毀損した場合もこれに準じた届書を提出しなければならない。

(弁償の義務)

第3条 資料を紛失、汚損、毀損した者は、同一の資料又は相当の代価をもって弁償しなければならない。

(同一の資料による弁償)

第4条 前条にいう同一の資料とは、原則として、書名、著書名、出版者、出版年(版)が同一のものをいう。

2 廉価本しか入手できない場合はそれを認めることもある。

(金銭による弁償)

第5条 金銭による弁償は次に該当する場合とする。

(1)国内に在庫がなく入手が困難な場合

(2)紛失者本人が同一の資料を持参できず、かつ図書館長が認めた場合

(算定基準)

第6条 「相当の代価」の算定は、次に定める基準による。

(1)出版目録等の情報にあつて価格の記載のあるものはその記載の価格とする。外貨換算による場合のレートは、届出日のレートとする。また、目録にない場合は、取引書店の見積額とする。

(2)稀覯本、貴重資料等は取引書店の見積額又は図書館長の許可を得た金額とする。

(3)第1号及び第2号に定める基準により相当の代価が判明しない場合は、図書館長の判断により決する。

(返本、返金)

第7条 同一の資料及び金銭による弁償後1カ月以上経過したのち紛失資料が発見された場合、弁償済みのものの返本、返金はしない。

(弁償の免除)

第8条 天災等の不可抗力により紛失、汚損、毀損した場合には、図書館長は「弁償免除願」の提出を受けて、資料の弁償を免除することがある。

(事務処理要領)

第9条 この取扱内規に関する事務処理要領は別に定めるところによる。

附 則

この内規は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、2005年(平成17年)7月1日から改正、施行する。

附 則

この内規は、2011年(平成23年)10月1日から改正、施行する。